

持続化給付金の給付対象が拡大

「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者(フリーランス含む)」に
6月29日(月)から申請受付開始(経済産業省)

新型コロナウイルス感染症による影響に対する各省庁の経済支援策につき、持続化給付金(経済産業省中小企業庁)の給付対象が拡大された旨の情報をお知らせいたします。

これまで、持続化給付金の給付対象外であった「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者(フリーランス含む)」につきまして、新たに持続化給付金の給付対象となる形で給付対象が拡大されることとなりました。6月29日(月)から当該対象者の持続化給付金の申請受付が開始となります。

「持続化給付金に関するお知らせ(支援対象の拡大)」(経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin-kakudai.pdf>

「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」に対する持続化給付金対象者の【要件】及び【申請に必要な書類】は、以下の通りとされております。

【対象者の要件】

- (1) 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入であって、雑所得・給与所得として計上されるものを主たる収入として得ており、今後も事業継続する意思がある(※確定申告で事業収入あり⇒現行制度で申請)
- (2) 今年の対象月の収入が昨年の月平均収入と比べて50%以上減少している
- (3) 2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではない

【申請時必要書類】

- (1) 前年分の確定申告書
 - (2) 今年の対象月の収入が分かる書類(売上台帳等)
 - (3) (1)の収入が、業務委託契約等の事業活動からであることを示す書類
 - ①業務委託等の契約書の写し又は契約があったことを示す申立書
 - ②支払者が発行した支払調書又は源泉徴収票
 - ③支払があったことを示す通帳の写し※①～③の中からいずれか2つを提出(②の源泉徴収票の場合は①との組合せが必須)
 - (4) 国民健康保険証の写し
 - (5) 振込先口座通帳の写し、本人確認書類の写し
- 以上。

詳細は、下記サイトをご参照ください。

「持続化給付金に関するお知らせ(全体)」(経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

一般社団法人 日本観光通訳協会(JGA)

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-6-1 インターナショナルビル 603号室

TEL 03-3863-2895 FAX 03-3863-2896

E-mail : info@jga21c.or.jp URL : <http://www.jga21c.or.jp/>